

(要領様式第1号)

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例に基づく公表

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例（平成20年長野県条例第16号。以下「条例」という。）に基づき次のとおり公表し、関係図書を縦覧に供します。

5資第115-2号
令和5年（2023年）10月2日

長野県知事 阿部 守一

1 公表する内容及び縦覧する関係図書

根拠条項	内容及び関係図書	公表及び縦覧するもの（○を付す）
(1) 条例第33条第1項	事業計画概要書	
(2) 条例第37条第2項 (第37条第5項含む)	事業計画概要説明会終了報告書 (勧告に基づくものを含む)	
(3) 条例第39条第1項	事業計画書	○
(4) 条例第42条第5項	見解書及び意見書（写）	
(5) 条例第46条第2項	最終見解書	
(6) 条例第48条第2項	事業計画廃止届出書	

2 公表する事項

事項	内容(該当する項のみに記載する)	
氏名及び住所 (法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	株式会社フロンティア・スピリットE・P・S 代表取締役 横沢 英樹 長野県塩尻市金井731番地3	
申請の区分（Ⅰ）	産業廃棄物処理施設の設置許可	
条例第39条	①廃棄物の処理施設の設置の場所	塩尻市大字金井字堤平731番地1
	②廃棄物の処理施設の種類	中間処理（破碎）
	③処理を行う廃棄物の種類	○破碎する産業廃棄物 廃プラスチック類
	④廃棄物の処理施設の処理能力	○廃プラスチック類の破碎施設 18.4t/日（2.3t/h：8時間稼働）
	⑤変更の概要(変更許可等の場合)	新 旧
申請の区分（Ⅱ）	産業廃棄物処分量の変更許可	
条例第39条	① 廃棄物の処理施設の設置の場所	○金属くずの切断・圧縮施設 長野県塩尻市金井731番地4、736番地1 ○廃石膏ボードの破碎施設 長野県塩尻市金井731番地1 ○廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずの破碎施設 長野県塩尻市金井731番地1 ○廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずの圧縮施設 長野県塩尻市金井731番地1
	② 廃棄物の処理施設の種類	○金属くずの切断・圧縮施設 ○廃石膏ボードの破碎施設 ○廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、ガラスくず・コンク

	<p>リートくず及び陶磁器くずの破碎施設</p> <p>○廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずの圧縮施設</p>	
③処理を行う廃棄物の種類	<p>○切断・圧縮する産業廃棄物 金属くず</p> <p>○破碎する産業廃棄物 廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず</p> <p>○圧縮する産業廃棄物 廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず</p> <p>以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。</p>	
④廃棄物の処理施設の処理能力	<p>○金属くずの切断・圧縮施設 77.304 t/日 (9.663 t/h : 8時間稼働)</p> <p>○廃石膏ボードの破碎施設 120.0 t/日 (15 t/h : 8時間稼働)</p> <p>○廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずの破碎施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃プラスチック類 18.4 t/日 (2.3 t/h : 8時間稼働) ・紙くず 22.4 t/日 (2.8 t/h : 8時間稼働) ・繊維くず 8.0 t/日 (1.0 t/h : 8時間稼働) ・ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 34.4 t/日 (4.3 t/h : 8時間稼働) <p>○廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずの圧縮施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃プラスチック類 96.9 t/日 (12.11 t/h : 8時間稼働) ・紙くず 83.0 t/日 (10.38 t/h : 8時間稼働) ・繊維くず 39.9 t/日 (4.99 t/h : 8時間稼働) ・金属くず 220.1 t/日 (27.52 t/h : 8時間稼働) ・ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 194.8 t/日 (24.35 t/h : 8時間稼働) 	
⑤変更の概要(変更許可等の場合)	新	旧
	<p>○破碎・切断する産業廃棄物 廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず</p> <p>○減容固化する産業廃棄物 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず</p> <p>○乾燥する産業廃棄物 汚泥（無機性のものに限る。）</p> <p>○造粒固化する産業廃棄物 汚泥（無機性のものに限る。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃石膏粉に限る。）</p> <p>○破碎する産業廃棄物 廃プラスチック類、紙くず、</p>	<p>○破碎・切断する産業廃棄物 廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず</p> <p>○減容固化する産業廃棄物 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず</p> <p>○乾燥する産業廃棄物 汚泥（無機性のものに限る。）</p> <p>○造粒固化する産業廃棄物 汚泥（無機性のものに限る。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃石膏粉に限る。）</p> <p>○破碎する産業廃棄物 廃プラスチック類、紙くず、</p>

		<p>木くず、繊維くず、<u>ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず</u></p> <p>○<u>切断・圧縮する産業廃棄物</u> <u>金属くず</u></p> <p>○<u>圧縮する産業廃棄物</u> <u>廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず</u>（<u>廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは自動車等破砕物を除く。</u>）</p> <p>以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。</p>	<p>木くず、繊維くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（<u>廃石膏ボードに限る。</u>）</p> <p>以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。</p>
条例第39条	⑩対象周辺地域の範囲及びその根拠	<p>（範囲） 塩尻市金井地区、勝弦地区 （根拠） 廃棄物の処理施設の設置等に係る指針第2の1（5）</p>	
	⑪対象関係市町村長及び対象関係住民の範囲並びにその根拠	<p>（範囲） 塩尻市長 塩尻市金井地区、勝弦地区に住所若しくは居所又は事務所若しくは事業場を有する者 周辺地域内で農業、林業又は漁業を営む者 （根拠） 条例第28条第2項及び条例施行規則第22条第1号</p>	
	⑫事業計画書（見解書）の閲覧場所、期間及び日時	<p>（場所） 長野県塩尻市金井731番地3 株式会社フロンティア・スピリットE・P・S 事務所内 （期間） 事業計画協議終了まで（土日・祝日を除く。） （時間） 午前8時から午後5時まで</p>	
	⑬対象関係住民に対する事業計画説明会の開催日時及び場所	<p>（日時） 金井地区：令和5年11月5日（日）午前11時から 勝弦地区：令和5年11月27日（月）午後7時から （場所） 金井地区：塩尻市大字金井58 金井区公民館 勝弦地区：塩尻市北小野48 塩尻市北小野支所</p>	
関係図書 の縦覧	縦覧に供する場所	松本地域振興局環境・廃棄物対策課	
	縦覧期間	事業計画協議終了まで（但し、土日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く）	
	縦覧時間	午前8時30分から午後5時15分まで	

3 提出できる意見

根拠	対象	意見できる内容	様式	期限及び提出先
第41条	<p>○第36条第1項の対象関係市町村長</p> <p>○第36条第1項の対象関係住民</p> <p>○事業計画書について生活環境保全上の見地から意見を有す</p>	○事業計画について	17号	<p>○提出期限 令和5年12月27日（水）</p> <p>○提出先 〒399-0721 長野県塩尻市金井731番地3</p>

	る者		株式会社フロンティア・スピリット E・P・S 事務所 (意見書の写しを地域振興局にも提出できます) ○写し送付先 〒390-0852 松本市島立 1020 長野県松本地域振興局環境・廃棄物 対策課
--	----	--	---

注) 意見提出にあたっての留意事項

- 条例第 41 条の規定による意見書については、縦覧することを予定しております。意見書を提出した方の住所(地番の部分に限る)、氏名及び電話番号は墨塗りのうえ縦覧されます。
- 提出書類はいずれも日本産業規格 A 列 4 番 (折込可) とし、使用する言語は日本語とすること。
- 提出方法は持参又は郵送とすること。なお、電子メール等に添付しての提出は、確実な受領が保証されたものではないため、認められないこと。